

自動販売機設置に係る仕様書

1 設置箇所及び面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	設置箇所	面積	台数
1	消防学校	高松市生島町 689番地11	防災センター1階 (配置図1)	0.96㎡	1台
2	川部みどり園	高松市川部町 418番地	体育館前 (配置図2)	2.00㎡	1台
3	産業技術センター	高松市郷東町 587番地1	庁舎1階入口東側 (配置図3)	1.50㎡	1台
4	栗林公園	高松市栗林町1 丁目20番16号	讃岐民芸館外側 (配置図4)	2.00㎡	1台
5	道の駅「しおのえ」	高松市塩江町安 原上東390番地 21	女子トイレ南側壁 面、女子トイレ入口 左壁面の2箇所 (配置図5)	4.80㎡	3台
6	高松南警察署	高松市多肥上町 1251番地8	1階、5階東、5階 北 (配置図6)	5.67㎡	3台

※1 設置面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 上記設置箇所には水道設備はない（配管工事は不可）。

※3 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。設置場所の確認について、物件番号1は香川県消防学校（電話087-881-3281）、物件番号2は香川県健康福祉部障害福祉課（電話087-832-3291）、物件番号3は香川県産業技術センター（電話087-881-3175）、物件番号4は香川県交流推進部交流推進課（電話087-832-3359）、物件番号5は香川県土木部道路課（電話087-832-3531）、物件番号6は香川県警察本部会計課（電話087-833-0110）に事前に連絡すること。

2 設置期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(更新なし)

※ 物件番号4については、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで設置が決定し、契約した事業者は、香川県と協議の上、原則として令和4年4月1日（金）から令和4年4月28日（木）の間に自動販売機を設置すること。設置作業の日時は、当該施設の開館日（開園日）の開館（開園）時間内で調整すること。

ただし、施設管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する者（以下「設置者」という）の遵守事項

(1) 規格及び条件

物件番号	財産名称	規格及び条件
1	消防学校	<p>①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。</p> <p>②自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。</p> <p>③災害発生時に自動販売機内の在庫飲料を無償提供すること。</p> <p>④紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。</p>
2	川部みどり園	<p>①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。</p> <p>②紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。</p>
3	産業技術センター	<p>①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。</p> <p>②設置した子メーターの不具合、不良等については、設置者が対応すること。</p> <p>③自動販売機本体については、ユニバーサルデザイン（車椅子対応）であること。</p> <p>④設置する自動販売機は、災害対応型自動販売機とし、災害発生時に自動販売機内の在庫飲料を無償提供すること。</p> <p>⑤紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。</p>
4	栗林公園	<p>①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。</p> <p>②開園時間外や閉園日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えること。</p> <p>③設置場所付近の電線から電気を引き込む工事、電力会社との契約及び電気料の支払いについては、設置者が行うこと。</p> <p>④自動販売機本体については、木目調のシートを張り、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。</p> <p>⑤紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。</p>
5	道の駅「しおのえ」	<p>①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。</p> <p>②自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。</p> <p>③販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、道の駅管理者の指示に従うこと。</p> <p>④紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。</p>

6	高松南警察署	<p>①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。</p> <p>②香川県公安委員会が所管している公益法人への寄附を行う自動販売機を設置すること。</p> <p>③自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。</p> <p>④紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。</p> <p>⑤香川県の執務時間を定める規則（平成元年香川県規則第 24号）に定める香川県の執務時間を参考にし、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えること。</p> <p>⑥災害発生時に自動販売機内の在庫飲料を無償提供すること。</p>
---	--------	--

(2) Wi-Fi【物件番号4～6】

「かがわWi-Fi」とは、次のSSIDの無料公衆無線LANサービスを指す。

- ・ SSID: KAGAWA-WiFi
香川県と西日本電信電話株式会社香川支店が締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が運営する「DOSPOT」を活用したものを指す。
- ・ SSID: KAGAWA-WiFi2
香川県と西日本電信電話株式会社香川支店が締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、西日本電信電話株式会社が運営する「スマート光 ビジネスWi-Fi」を活用したものを指す。
- ・ SSID: KAGAWA-WiFi_Plus_Pikara
香川県と株式会社STNetが締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが運営する「Wi2_free」を活用したものを指す。
- ・ SSID: KAGAWA-WiFi_Plus_docomo
香川県と株式会社NTTドコモが締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、株式会社NTTドコモが運営する「おくダケWi-Fi」を活用したものを指す。

※上の規格及び条件のほか、提案した内容の自動販売機を設置すること。

(3) 環境対策

① 省エネルギー

自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」）により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。

② ノンフロン

冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていない機種とする。「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいい、使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（H F O 1 2 3 4 y f）等である。

（4）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号））及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

（5）使用済容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置すること。また、使用済容器は、設置者の責任において適切に回収すること。

② 回収ボックスの規格

ア 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

イ その他

使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

③ 使用済容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

（6）自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③ 商品補充や使用済容器の回収の際の駐車については、施設管理者の指示に従い、所定の区画に駐車すること。

④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るととも

- に、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を明記し、即時対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類は販売できない。

なお、商品の具体的な構成については、香川県との協議によること。

(2) 価格

標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

5 占用料等及び貸付料

(1) 使用料【物件番号4の場合】

香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)第11条に定める使用料は、香川県の発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに納付すること。

(2) 道路占用料【物件番号5の場合】

香川県道路占用料条例(昭和28年香川県条例第21号)第2条に定める道路占用料は、香川県の発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに納付すること。

(3) 貸付料

年額の貸付料は、物件番号1～3、5、6については、設置料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。物件番号4については、土地の賃貸借となるため、設置料提案書に記載された金額をもって貸付料とする。

貸付料は、年度当初(初年度は契約締結後)に香川県が発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに納付すること。

6 管理諸経費

電気料等管理諸経費については、設置者の負担とし、香川県が指定する期限までに納入すること。主な管理諸経費の標準算定方法は以下のとおりとする。

区分	算定方法	備考
電気料	計量器（メーター）によって算定する。 $\frac{\text{当該子メーターの接続する親メーターにより算定された電気料の月額}}{\frac{\text{当該子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{当該親メーターの表示する月間消費電力量}}} \times$ =電気料（月額）	電気の使用量を計る子メーターは設置者が設置する。
管理諸経費の徴収は、次によって行うことを原則とする。 4月分から9月分までの管理諸経費を上半期分として、10月中に徴収し、10月から翌年3月分までの管理諸経費（2月分及び3月分は見込みによる。）を下半期分として、3月中に徴収する。		

7 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。

8 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して香川県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

香川県の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置者がその責めを負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) 香川県の責めに帰することが明らかな場合を除き、香川県はその責めを負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 設置自動販売機の更新

設置した自動販売機を更新する際は、あらかじめ香川県（契約担当部署）に協議を行うこと。

12 売上状況等の報告

本件に係る自動販売機の売上状況を下記により報告すること。

(1) 内容

自動販売機設置場所	売上金額 (円)

(2) 期限

区分	報告期限
4月～9月	11月1日
10月～3月	5月1日

13 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。